

○佐伯市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画（素案）に係る意見の内容と回答

番号	ご意見の箇所	内容	回答
1	佐伯市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画（素案）について	<p>ケアマネと障がい福祉分野との連携について少しご提案です。障がいのある方がいる世帯においては「8050問題」という課題があり、障がいのあるわが子が50歳を迎える頃には、その親は80歳くらいになっており、どうしても体力的・機能的に子の介護に限界が生じてくる。親の支援でケアマネが世帯に入ってみたら、そこに障がいのある子が同居しており、高齢者の支援のみでは解決できない世帯支援が必要な状況があることがわかった。こういう世帯は今後ますます増えていきます。</p> <p>また、障がい者もいずれ高齢者になる。特に、知的障がいのある方の認知症発症は通常より早く、40代からでも始まるという研究結果もあります。高齢者介護の分野で専門的知識を持つケアマネでも、障がい特性と対応といった専門的な部分については、あまりよくわからないということは多々あり、逆に障がい福祉分野に携わる職員は、高齢者介護の分野にはそれ程詳しくないというのが現状です。</p> <p>今後は両者が協力して支援にあたらなくてはならない場面は、今よりずっと増えると予想されますし、実際にそういう事例は出ています。この連携を強化するための会議や研修会など、専門知識と情報交換ができる場が必要だと思います。今後、過疎化が加速度的に進行する地域にあって「共生型」の方向に向かっていくのは間違いないと思われるので、その要となるケアマネの専門性を広げるためにも、前記の機会を持てる施策を期待します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>地域共生社会を実現するためには、介護サービスとともに多様な地域資源の情報を発信することが必要不可欠です。保険者として地域包括支援センターとともに、サービス事業者との連絡会議の開催や、介護支援専門員連絡協議会への支援等を通じて、連携を強化するための会議や研修会等の施策を検討します。</p> <p>また、本市では地域共生社会の実現に向け、土台となる「地域力の強化」を推進するための地域福祉に関する施策に取り組んでいます。</p> <p>今後は8050問題を抱える世帯や生活困窮者等支援を必要とする方々を包括的に支援するため、高齢者・障がい者・子ども・子育て等の各専門分野での支援はもちろんのこと、各部門にまたがる課題については各機関の連携により解決に向けた包括的な相談支援体制の充実、強化に努めます。</p>

番号	ご意見の箇所	内容	回答
2	P55 介護予防・日常生活支援総合事業の事業内容の拡充について	<p>自立支援・重度化予防の取り組み推進として①介護予防・生活支援サービス事業②高額介護予防サービス費相当事業③介護予防マネジメント事業④一般介護予防事業⑤はり・きゅう・あん摩施術料助成事業があります。高齢者が健康で生きがいを持って、安心して在宅生活を送ってもらうことが必要です。そのためには、本人・家族・地域・医療・介護サービス事業所が同じ情報を共有できるシステムが必要です。包括支援センター等が中心となり、在宅生活助言事業等といった事業を開発できないでしょうか。</p>	<p>地域包括支援センターが実施する包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、医療・介護の連携の中で本人・家族・地域・医療・介護サービス事業所が同じ情報を共有できるシステムが構築できればと考えています。</p>
3	P65 離島における配食サービス事業の推進について	<p>在宅高齢者で栄養改善が必要な人や調理困難な人に対して、民間活力等を利用し、栄養バランスのとれた食事を提供するとされています。しかし、離島では社会資源が少なく、民間サービスのみでは、食事支援のニーズに十分こたえられていない現状があります。補助金や公的支援等を投入していただき、栄養や食事・調理等のサービス格差がこれ以上広がらないようにしていただくことができないでしょうか。</p> <p>また、今後、配食サービス事業については、モデル地域が拡大され令和4年度には佐伯市全域で実施されることとなっております。へき地への配食サービスの対応等、一目で確認できるような一覧表があればありがたいです。</p>	<p>現在、配食サービスのモデル事業を実施しており、今後市内全域に拡充する予定ですが、市としても離島への配食サービスの提供という課題を把握しており、あらゆる方策を検討していきます。</p> <p>また、配食サービスを実施する事業所の情報提供につきましては、事業開始時に行います。</p>

番号	ご意見の箇所	内容	回答
4	P65 ねたきり老人等 介護手当の減額 について	高齢者が生きがいを持って、健康で安心して暮らせるための環境整備は重要です。在宅介護での高齢者・介護者に対する支援は少ないです。そのような中で貴重な介護手当が減額されることは在宅介護の限界を下げる可能性があります。介護での重たい方の介護は重労働です。そもそもご家族による自宅介護が無償で実施されていることは問題に思います。佐伯市は受給者一人当たりの給付額が県平均を上回っている（施設整備率が高い）とのことですが、なおさら在宅介護を手当という形でも充実させるべきだと考えます。	国では、介護保険制度創設時より、現金給付を介護保険給付として制度化するか否かについて議論を行っています。現金給付について、家族介護の固定化に対する懸念、介護者の介護負担そのものが軽減されるわけではなく、介護離職が増加する可能性もあります。また、介護手当が介護する要介護者が継続的に介護サービスを受けることによる要介護者本人に対する保険給付との同一家族内での重複を避け、介護保険制度の下で介護手当と介護サービスとの整合を図る必要があります。このようなことから、今後、市としても、介護手当の縮小を考えています。
5	P71 在宅医療・介護 サービス提供体制 の推進について (特に看護リ ハビリ)	疾患を抱えた高齢者が、住み慣れた地域や家庭で日常生活を送るためには在宅医療・介護サービスの提供体制の充実が重要です。しかしながら現状は、送迎時間や送迎距離等を理由とした自宅の条件から、海岸部や山間部の利用者宅への訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどの医療系サービスは利用が制限されており、見取も含めた在宅医療・介護のより一層の推進のためにも、サービス提供体制の整備を求めます。	医療・介護連携の事業の中で医療、サービス事業所等の多職種、及び利用者、家族が情報共有、連携を推進する体制づくりを推進しており、その中でご意見にあるような地域へのサービス提供が実現されることを期待しています。 また、サービス事業所での送迎加算等、高齢者の移送支援につきましては、生活支援体制整備事業の中でモデル地区を指定し検討してまいります。

番号	ご意見の箇所	内容	回答
6	P80 地域ケア会議の 深化について	介護支援専門員は地域ケア会議にて個別事例を提供し、そこで専門職からの助言を受け、さらに抽出された地域課題等の成果をケアプランやインフォーマルサービス等につなげてきました。地域ケア会議は、地域課題の創出や政策形成といった目的を果たす役割もありますが、その効果が視覚的に見えないように思います。今後の介護保険事業計画に是非とも地域ケア会議の成果を生かしてほしいです。	地域ケア会議で抽出された地域課題等につきましては、高齢者にやさしい地域づくり協議会(地域ケア推進会議)で、課題解決に向け取り組み政策形成を行っていきます。
7	P82 介護支援専門員 等の介護人材の 確保及び資質の 向上について	佐伯市内の居宅介護支援事業所は年々数が減っており、従事する介護支援専門員の確保及び育成を図るためにも、法定研修等の受講に関する補助金の創設を求めます。 また、介護人材の確保という観点から就労希望とのマッチングや地元学生に対して、介護支援専門員の仕事内容の紹介等、認知度向上施策を求めます。介護支援専門員の育成・確保に向けた取り組みを速やかに検討していただき、長期的な視点で安定的に介護サービスが提供できる体制を求めます。	介護人材の確保という観点から、介護施設と就労希望者とのマッチングや地元学生との連携、福祉課関係の高校生との連携、雇用・就職ルートの構築や就業に係る補助等(就職奨励金や勤続報奨金等)の検討を行います。介護人材の育成・確保を喫緊の課題と捉え、介護人材の育成・確保に向けた取組を検討し、長期的な視点で安定的に介護サービスが提供できるための体制を整備していきます。
8	P82 介護サービスの 効率化及び質の 向上について	実地指導・集団指導にて事業所の御認識を是正し、サービス提供体制の向上や介護分野の文書に掛かる負担軽減のため、申請様式・添付書類の簡素化を図るとされています。平成30年度より居宅介護支援事業所の指定権限が市町村(佐伯市)へ移管されましたが、他市町村では、独自ルール(ローカルルール)が業務負担の増加につながっているところも見受けられます。今回の新型コロナウイルスの影響もありますが、佐伯市においても説明会等の開催が難しく、令和2年度に居宅介護支援に関する申請様式・添付書類が変更されました。運営基準に関するローカルルールの是正や居宅サービス事業所に対して、ていねいな説明機会を要望します。	居宅介護支援(予防)事業者に対して実地指導・集団指導を実施し、事業所の誤認識を是正し、サービス提供体制の向上、さらに介護分野の文書に係る負担軽減のため、申請様式・添付書類等の簡素化を図ります。また、資質の向上として、新人、中堅、ベテラン、指導者等といった経験年数別研修の開催、複数法人で共同してプログラムを組んでの研修会の開催やといった体制構築等について検討します。

番号	ご意見の箇所	内容	回答
9	P92～P93 介護に取り組む 家族等への支援 の充実	文章の表現を変更した方が良いと思われます。 P92 ■施策の方向 2行目 「介護をする人に」 → 「介護をする家族等の」 P93 1行目 「認知症患者」 → 「認知症高齢者」 P93 イ 家族介護者交流事業 2段落目 「旧市内以外の地域で交流会を開催できるよう支援を実施します。」 ↓ 「旧市内以外の地域で交流会を開催し、語り合う中で孤独の解消や、介護負担の軽減を図ります。」	ご意見ありがとうございます。 文章表現については、ご意見の内容どおりに修正いたしました。
10	P106 居宅介護サービスについて	訪問介護サービス事業所について、佐伯市には34の事業所が設置されているとの記載がありますが、有料老人ホーム等に併設されている事業所が多いのではないのでしょうか。訪問介護は、高齢者が在宅で安心して生活を送るために、最も代表的なサービスだと考えられます。ニーズを充足できるだけの、訪問介護サービスが確保されているとは思えません。処遇の充実や法改正といった声を挙げていただきたいです。また、訪問入浴サービスのない、他市町村のニーズも受けており、1事業所だけでは佐伯市内の利用者に対してのニーズに十分応えきれていないのが現状です。寝たきり高齢者などの在宅介護を支えるためにも、参入事業所が増えるための支援策の検討を要望いたします。	居宅系サービスは、多様な事業者の参入により、必要量に応じた供給量がおおむね確保されている状況であり、引き続き地域包括ケア体制の深化・推進に向けた制度の充実・強化に努めます。 特に、認知症高齢者の増加を見据えて、日常生活圏域も考慮に入れながら、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型サービス、看護小規模多機能型居宅介護の整備を図ります。

番号	ご意見の箇所	内容	回答
11	P114 おむつ助成事業等の補助拡充について	在宅で介護をされている家族・介護者を積極的に支援する事業は必要です。更なる充実を求めます。近隣の豊後大野市では、居宅介護用品券給付事業というものがあり、対象は要介護度3以上のおむつの交換等にあたり介助が必要な要介護高齢者を居宅において介護している家族介護者です。介護用品券で購入できるものとしては、おむつ、尿取パッド、介護用手袋、おしりふき、清拭剤、ドライシャンプー、介護用シーツ（布団の上に敷いておむつからの尿漏れを防ぐもの、おむつ交換時のシーツ汚れを防ぐものを対象と幅が広いです。佐伯市におかれましても支援対象の拡充を求めます。	介護が必要な高齢者が増加する中で、おむつ助成（介護用品助成含む）について、佐伯市についても現在実施しているおむつ助成事業について積極的に支援を行っていきます。 支給対象の拡充についてですが、おむつ助成事業は、介護保険料を財源とする市町村特別給付費であるため、今回の計画期間の介護保険料基準額の増額を鑑みて現状どおりとしています。
12	P115 離島航路事業の運用拡充について	佐伯市には4島の利用があり、本土との介護サービスの格差があります。渡航費を助成することで、自宅介護者・サービス事業所の経済的負担軽減が図られています。しかし、その運用状況は、離島への訪問利用者が1名だと渡航費の請求ができない。ショートステイサービスについても渡航費の請求ができないなど、助成の範囲が狭いことから、事業の緩和を求めます。	今後も後期高齢者が増加しており、離島にける介護サービスの提供及び利用を促進する必要があることから、引き続き本事業を継続していきます。 しかしながら、事業の継続のためには、限られた財源を有効的に活用する必要があるため、計画では現状どおりの運用としています。
13	P141 佐伯市介護保険事業計画策定委員会について	委員会の条例に、委員会の組織は委員30人以内をもって組織する。委員は、各種団体の代表者からも市長が任命すると記載があります。佐伯市介護支援専門員協会は、介護支援専門の専門的資質及び職業倫理の向上、交流の促進並びに社会的地位の確立を図り、もって介護保険制度の円滑な実施とサービス向上、交流の促進並びに社会的地位の確立を図り、もって介護保険制度の円滑な実施とサービス向上に寄与することを目的に活動を行っています。 介護保険事業計画には、地域包括ケアシステムの推進や地域共生社会の実現に関する様々な計画が盛り込まれております。介護支援専門員は、介護保険サービスを利用する利用者や家族の声やニーズを最も傍らで聴いています。是非とも佐伯市介護支援専門員協会の代表者を委員に加えていただきたい。	「佐伯市介護保険事業計画等策定委員会」の委員については、学識経験者、福祉・医療・保健関係者、各種団体の代表者等に委嘱しています。 委員の構成については、国の介護保険事業計画基本指針をもとに、被保険者代表や介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等幅広い関係者も加える方向で検討していきたいと思えます。

